

国民年金保険料の納付を免除する制度があります

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。保険料を納め続けることで、年をとったときの老齢基礎年金や、万が一の場合の障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられます。

申請をすることで保険料納付を免除

ただし、病気や失業などの経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付を免除する制度があります。

保険料免除制度には、法定免除と申請免除の二種類があり、それぞれ対象が異なります。法定免除は障害基礎年金を受けている人や生活保護法に基づく生活扶助を受けている人が、申請免除は前年の所得が少ないなど、経済的な理由で保険料を納めることが困難な人が該当します。

申請免除には保険料の全額を免除する「全額免除」と、保険料の半額を免除する「半額免除」があります。申請免除はどなたにでも認められるわけではなく、所得が次の基準額を下回る場合に承認されます。（基準額は家族構成などによって異なります。）

【全額免除】 = (扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円

【半額免除】 = 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

また、保険料の免除を受けるためには、毎年申請が必要です。

20歳代の方には納付猶予制度も

保険料免除制度のほか、他の年齢層に比べて所得が少ない若年層（二十歳代）の方には、申請により保険料の納付が猶予される制度（若年者納付猶予制度）があります。

若年者納付猶予の所得基準は全額免除と同様の基準額ですが、世帯主の所得を除き本人と配偶者の所得のみで審査されます。

保険料を追納して満額の年金を受給

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合に、障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取るための資格要件に参入されます。万が一のときのためにも、これらの制度を利用されることをお勧めします。

なお、保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。（全額免除の期間は三分の一、半額免除の期間は三分の二に減額されます。納付猶予は年金額に反映されません。）

このため、免除または納付猶予を受けてから十年以内であれば保険料をさかのぼって納めることができる「追納制度」があります。これにより年金額の減額を防ぐことができます。ただし、追納の際、免除または納付猶予を受けてから二年以上経過している場合は、保険料に加算額が上乘せされますので、ご注意ください。



詳しくは、下記へお問い合わせください。

岡谷社会保険事務所

TEL23 - 3661

役場住民福祉課 国保年金係

TEL62 - 9111 (有)9111